

高等学校学習指導要領 第9節家庭 新旧対照表

2009.4.23 徳島県立総合教育センター

第1款 目標

新学習指導要領（平成21年3月告示）	現行学習指導要領（平成11年3月告示）
人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。	人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

第2款 各科目

第1「家庭基礎」

新学習指導要領（平成21年3月告示）「家庭基礎」	現行学習指導要領（平成11年3月告示）「家庭基礎」
<p>1 目標 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 人の一生を生涯発達の視点でとらえ、各ライフステージの特徴と課題について理解させるとともに、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考えさせ、共に支え合って生活することの重要性について認識させる。 ア 青年期の自立と家族・家庭 生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。 イ 子どもの発達と保育 乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させる。 ウ 高齢期の生活 高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。 エ 共生社会と福祉 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。 (2) 生活の自立及び消費と環境 自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようにする。 ア 食事と健康 健康で安全な食生活を営むために必要な栄養、食品、調理及び食品衛生などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生涯を見通した食生活を営むことができるようにする。 イ 被服管理と着装 被服管理に必要な被服材料、被服構成などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、目的に応じて着装を工夫し、健康で快適な衣生活を営むことができるようにする。 ウ 住居と住環境 住居の機能、住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。 エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。 オ ライフスタイルと環境 生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。 カ 生涯の生活設計 生涯を見通した自己の生活について考えさせるとともに、主体的に生活を設計できるようにする。 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイ及びウについては、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。 イ 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。アについては、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。 また、カについては、(1)及び(2)のアからオまでの内容との関連を図って、「家庭基礎」の学習のまとめとして扱うこと。 ウ 内容の(3)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)及び(2)の学習の発展として扱うこと。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、子どもの発達を支えるための親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。イからエについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。 イ 内容の(2)のエについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。オについては、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。</p>	<p>1 目標 人の一生と家族・福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 人の一生と家族・福祉 人の一生を生涯発達の視点でとらえ、家族や家庭生活の在り方、乳幼児と高齢者の生活と福祉について理解させ、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させる。 ア 生涯発達と家族 生涯発達の視点で各ライフステージの特徴と課題について理解させ、青年期の課題を踏まえて、男女が協力して家庭を築くことの意義と家族や家庭生活の在り方について考えさせる。 イ 乳幼児の発達と保育・福祉 乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育及び子どもの福祉について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの健全な発達のために、親や家族及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる。 ウ 高齢者の生活と福祉 高齢者の心身の特徴と生活及び高齢者の福祉について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる。</p> <p>(2) 家族の生活と健康 家族の食生活、衣生活及び住生活に必要な基礎的な知識と技術を習得させ、家族の生活を健康で安全かつ快適に営むことができるようにする。 ア 食生活の管理と健康 栄養、食品、調理、食品衛生などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の食生活を健康で安全に営むことができるようにする。 イ 衣生活の管理と健康 被服の機能と着装、被服材料、被服管理などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の衣生活を健康で快適に営むことができるようにする。 ウ 住生活の管理と健康 住居の機能、住生活と健康・安全などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の住生活を健康で快適に営むことができるようにする。</p> <p>(3) 消費生活と環境 家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。 ア 家庭の経済と消費 家庭の経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。 イ 消費行動と環境 現代の消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにする。</p> <p>(4) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイ及びウについては、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。 イ 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。アについては、栄養、食品、調理の関連を図って扱うようにすること。 ウ 内容の(4)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(3)までの学習の発展として、生徒が生活の中から課題を見だし、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにすること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、子どもの健全な発達を支えるための親の役割と保育に重点を置くこととし、児童福祉に関する法律や制度の詳細に深入りしないこと。ウについては、高齢者福祉に関する法律や制度の詳細に深入りしないこと。 イ 内容の(2)のイについては、衣服を中心として扱い、被服材料については布を扱うこと。 ウ 内容の(3)のアの消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。イについては、環境負荷の少ない生活の工夫に重点を置くこととし、地球環境問題に深入りしないこと。</p>